

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年3月31日

京都市長 梶 本 頼 兼

京都市規則第201号

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を改正する規則

京都市中央卸売市場業務条例施行規則の一部を次のように改正する。

第12条第1項第2号中「資本」を「資本金」に改める。

第15条の見出し及び同条第1項第2号中「営業」を「事業」に改める。

第20条の見出しを「(事業報告書)」に改め、同条各号列記以外の部分中「営業報告書」を「事業報告書」に改め、「の各号」を削り、同条第1号及び第3号ウ中「または」を「又は」に改める。

第24条第1項第2号及び第30条第1項第2号中「資本」を「資本金」に改める。

第33条の見出し中「営業」を「事業」に改める。

附 則

この規則は、会社法の施行の日から施行する。

(中央卸売市場第一市場管理課)